○文部科学省告示第十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月九日

文部科学大臣　松野　博一

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
水上石器時代住居跡	昭和十九年文部省告示第千八十号	群馬県利根郡みなかみ町大字森前	五三六番
		同　字大久保	五三七番一
		同　字坂上	七〇四番二、七〇五番一、七〇六番
加曽利貝塚	昭和四十六年文部省告示第八十七号、昭和五十二年文部省告示第百八十六号及び昭和六十一年文部省告示第百二十四号	千葉県千葉市若葉区桜木二丁目	一五四番七、一五四番九、一五四番一三、一七五番一、一七五番三、一八六番五、一八七番一
		同　桜木三丁目	二六七番七のうち実測一七・九一平方メートル、二六七番一五のうち実測四一・五四平方メートル
		同　桜木八丁目	一三七番一、一三七番三
			千葉県千葉市若葉区桜木二丁目一八六番五に東接する道路敷を含む。
			備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を千葉市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
下野谷遺跡	平成二十七年文部科学省告示第三十八号及び平成二十八年文部科学省告示第三十五号	東京都西東京市東伏見六丁目	二七二番五一
片山廃寺跡	昭和四十年文化財保護委員会告示第五十四号及び昭和四十九年文部省告示第七十六号	静岡県静岡市駿河区大谷字片山	九二五番一〇、九二五番一二、九二五番一三、九二五番一五、九二五番一六、九二六番一一
		同　字桜井	一三三七番一、一三三八番、一三三九番
			静岡県静岡市駿河区大谷字片山九二五番二に北接する道路敷、同字片山九二六番一〇に南接し同字桜井一三三七番一に北接するまでの道路敷を含む。

恭仁宮跡（山城国分寺跡）	昭和三十二年文化財保護委員会告示第四十六号、平成九年文部科学省告示第百十年第一号、平成二十年文部科学省告示第百二十六号及び平成二十八年文部科学省告示第四十四号	京都府木津川市加茂町河原青木	七番一、八番一、九番一、一〇番一
		同　河原大門	一五番、一六番、一七番、一八番
		同　河原東大門	六番、七番一、七番二、二九番一、二九番二、三〇番一
		同　例幣奈良垣内	三七番、三九番
		同　例幣小ノ林	九番、一〇番、一一番、一二番
		同外　例幣内垣外	二七番七、二七番八
神雄寺跡	平成二十七年文部科学省告示第三十八号	京都府木津川市	別図の通り。 備考　別図は省略し京都府教育委員会及び木津川市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
古市古墳群	昭和三十一年文化財保護委員会告示第百七十五号、昭和三十三年文化財保護委員会告示第百十一年文化財保護委員会告示第百十九年文部省告示第百二十二号、平成二年文部科学省告示第百十六号及び平成二十年文部科学省告示第四十四号	大阪府藤井寺市野中三丁目	墓山古墳
古室山古墳			
赤面山古墳			
大鳥塚古墳			
助太山古墳			
鍋塚古墳			
城山古墳			
峯ヶ塚古墳			
墓山古墳			
野中古墳			
応神天皇陵古墳外濠外堤			
鉢塚古墳			
はざみ山古墳			
青山古墳			
蕃所山古墳			
稲荷塚古墳			
東山古墳			
割塚古墳			
唐櫃山古墳			
松川塚古墳			
浄元寺山古墳			
			八三八番一のうち実測九一・六九平方メートル、八四一番 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を大阪府教育委員会及び藤井寺市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。